

神戸市中央卸売市場本場 関連棟等の区画使用者 募集要項

(随時募集・先着順)

1 募集内容

神戸市中央卸売市場本場(神戸市兵庫区中之島1丁目1)の関連北棟・関連中央棟・南端事務所棟の使用者を募集します。

2 募集区画

場所は別紙の募集対象施設・募集区画の図面のとおりです。

No.	区画	面積	施設使用料月額(税込)	入居の条件
1	関連中央棟 3階 1号	31 m ²	53,165 円	事務所
2	関連中央棟 3階 2号・3号	62 m ²	106,330 円	事務所
3	関連中央棟 3階 4号・5号	61 m ²	104,615 円	事務所
4	関連中央棟 3階 6号	31 m ²	53,165 円	事務所
5	関連中央棟 3階 13号	31 m ²	53,165 円	事務所
6	関連中央棟 3階 15号	31 m ²	53,165 円	事務所
7	関連中央棟 3階 18号	31 m ²	53,165 円	事務所
8	関連中央棟 3階 22号	31 m ²	53,165 円	事務所
9	関連中央棟 3階 24号	31 m ²	53,165 円	事務所
10	関連中央棟 2階 2号	31 m ²	65,410 円	飲食営業
11	関連中央棟 2階 15号	31 m ²	65,410 円	飲食営業
12	関連中央棟 1階 32号	20 m ²	用途により異なる	要相談
13	関連中央棟 1階 41・42号	40 m ²	84,400 円	物販営業
14	関連北棟 4階 5号・6号	72 m ²	123,480 円	事務所
15	関連北棟 3階 1号・2号	73 m ²	125,195 円	事務所
16	関連北棟 3階 10号	36 m ²	61,740 円	事務所
17	南端事務所棟 1階3号	116m ²	198,940 円	事務所

No.2 の区画は、2026年7月から募集開始。

No.10・11 の飲食営業とNo.13 の物販営業は、原則、市場の開市日は営業すること。

No.10・11 の飲食営業は、営業時間を朝3時から夜 22 時までの範囲とすること。

No.10・11 の飲食営業は、飲食店舗来客者用として共用駐車場(7台)を使用することができる。

No.12 の施設使用料月額と入居の条件は、個別に判断する。ただし、飲食営業は不可。

No.13の物販営業は、入居までに日数を要する可能性がある。

3 応募資格

(1) No.10・11・13 の区画(飲食営業・物販営業)の使用者は、①～③のいずれかを満たすもの。

① 関連事業者 ※1

なお、関連事業者であっても、神戸市中央卸売市場業務条例施行規則(令和2年5月神戸市規則第14号)第24条の規定により許可を受けた業種と異なる業種で施設を使用する場合は、当該業種で速やかに関連事業の許可を受ける意思のあるもの。

② 卸売業者※2あるいは仲卸業者※3で、速やかに関連事業者になる意思があるもの。

③ ①・②に該当しないが、速やかに関連事業者になる意思があるもの。※4

※1 神戸市中央卸売市場業務条例(令和2年4月神戸市条例第1号)(以下、「条例」という。)第32条第1項の規定により市長の許可を受けたもの

※2 条例第9条第1項の規定により市長の許可を受けたもの

※3 条例第22条第1項の規定により市長の許可を受けたもの

※4 関連事業者になる意思がある場合は、「8. 関連事業者になるには」を参照。

(2) No.10・11・13 以外の区画(事務所)の使用者は、①または②を満たすもの。

① 関連事業者、卸売業者、仲卸業者のいずれか。※5

② ①に該当しないが、速やかに関連事業者、卸売業者、仲卸業者になる意思があるもの。※6

※5 神戸市中央卸売市場業務条例の規定により市長の許可を受けたもの

※6 関連事業者になる意思がある場合は、「8. 関連事業者になるには」を参照。卸売業者、仲卸業者になる意思がある場合は、下記の連絡先に要相談。

4 申請方法

(1) 使用希望の区画・使用目的を連絡し、区画の見学日時を予約する。

(2) 申請書と誓約書を受け取る。(申込書は区画見学後に渡します。)

(3) 窓口申請書と誓約書のほか、必要書類を提出する。

連絡先・窓口

神戸市兵庫区中之島1-1-4 関連中央棟4階

神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部本場管理係

電話 (078) 672-8152 F A X (078) 651-8518

Eメールアドレス honjo@city.kobe.lg.jp

受付時間 祝日ではない月曜日～金曜日の9時～17時(12時～13時を除く)

5 使用者の決定方法

先着順で審査し、決定します。

6 前使用者の残置物に関する確認事項

(1) 対象施設に前使用者が残置した設備、備品、物品等がある場合、全て新しい使用者に帰属するものとし、神戸市はそれらの更新、補修、処分の義務を負わない。

(2) 新使用者が対象施設から退去する場合、原則、前使用者が残置した設備、備品、物品等を撤去しなければならない。

7 その他留意事項

- (1) 施設で使用する電気は、本市が供給する電気を使用すること。水道、ガスは使用者が供給者に利用を申し込むこと。
- (2) 施設使用料は、施設の使用条件を指定した日から発生する(月の途中の場合は日割計算)。施設使用料は、使用月の毎月 25 日までに納付すること。なお、電気料金は、使用月の翌月に施設使用料とあわせて納付すること。
- (3) 関連事業者は、関連事業の許可を受けた日から起算して、1か月以内に保証金(施設使用料の月額金額の3倍)を納付すること。保証金を納付するまで、営業できない。
- (4) 施設の模様替えの工事は、別途、模様替え申請の許可を受けた後に施工することができる。
- (5) 本市で指定する設備容量や内装制限を遵守すること。

8 関連事業者になるには

(1) 関連事業者になることができる業種

市場の機能の充実に資する業務	食料品卸売業、運搬・運送業、倉庫(冷蔵庫)業
市場の利用者に便益を提供する業務	金融業、食料品販売業、物品販売業、飲食営業、その他市場サービス業

注:食料品販売業と物品販売業は、取扱品目他必要な条件を付すことがあります。

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 条例第 32 条第3項※7に該当しないこと。
- ② 神戸市条例その他関連法令を遵守できること。
- ③ 施設を使用するにあたって、施設指定の条件を遵守できること。
- ④ 国税、地方税及び神戸市中央卸売市場に関する施設使用料・償還金の滞納がないもの。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員または代表者としてもしくは実質的に経営に関与している法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものなど、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当するものではないこと。

※7 条例第 32 条第3項

市長は、前項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。ただし、市場の利用者に便益を提供する業務にあつては第4号に該当する場合を除き、許可することができる。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 第 34 条又は第 61 条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請に係る業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 法人である場合、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号までの各号のいずれかに該当する者がいるとき。



- (2) 要件を満たしていれば、4 申請方法 の 連絡先・窓口 にご相談ください。



- (3) 相談後、次の書類を提出し、審査を受けてください。

① 関連事業者業務許可申請書(所定様式)

② 誓約書(所定様式)

③ 事業計画書

施設を利用して営業を行うにあたっての基本的な考え方など「事業計画書」としてまとめたもの

④ 営業開始日後2年間の想定した事業収支見込

⑤ その他

【法人の場合】

ア 印鑑証明書

イ 登記事項証明書

ウ 本籍地の属する市区町村長が発行する身分証明書等(役員全員各1通)

[禁治産・準禁治産及び破産等に関する証明書]

エ 業務を執行する役員の写真付き履歴書(役員全員各1通)

オ 直近2年間の納税証明書(法人税・法人事業税・法人市民税・固定資産税)

カ 直近2年間の貸借対照表及び損益計算書

キ 株主または出資者名簿

ク 法人にかかる金融機関発行の直近の預金残高証明書

ケ 定款または規約

【個人の場合】

ア 申請者の印鑑登録証明書

イ 申請者の住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)

ウ 本籍地の属する市区町村長が発行する申請者の身分証明書等

エ 申請者の写真付き履歴書

オ 直近2年間の申請者の市税等の納税証明書

カ 直近2年間の資産及び負債に関する書類(資産調書)

キ 直近2年間の営業報告書

ク 金融機関発行の直近の預金残高証明書

【法人・個人、共通の注意事項】

- ・ 証明書等に発行日の記載あるものは全て提出日の3か月以内のもの、コピーは不可です。
- ・ 「ウ 本籍地の属する市区町村長が発行する身分証明書」は、日本戸籍に基づいて発行されるため、外国籍の方には発行されません。外国籍の方は、住民票の写しと、法務局が発行する「登記されていないことの証明書」を提出してください。
- ・ 他にも必要があれば追加書類の提出を求められることがあります。
- ・ 申請書、誓約書等押印が必要な書類は、印鑑証明書の印と同じ印で押印してください。
- ・ 提出された書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- ・ 食料品卸売業の関連事業者の場合は、施設使用料に加えて関連事業者市場使用料がかかります。



(4) 審査の結果、市長の許可を得ることができれば、関連事業者(条例第32条第1項の規定により市長の許可を受けたもの)となり、3 応募資格(1)①と(2)①を満たします。

【担当: 4 申請方法 の 連絡先・窓口 のとおり】